

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 特殊技能教育センター

機械研削と石取替え等特別教育(学科のみ)の開催について(ご案内)

標記教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日		時間	場所	予約
平成 29 年	9 月 26 日(火)	8:30~17:00 (受付 8:00~) 日程の前に連絡致しますので 時間をご確認ください。	特殊技能教育センター 由布市挾間町三船 415-12	随時受付

※ 実技教育は、事業場において3時間以上実施してください。

※ 学科の規定教育時間を受講した方に修了証(学科のみ)が交付されます。

遅刻、早退、一時外出等により所定の講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。

2 受講料等(税込)

講習	非 会 員			会 員		
	受講料	テキスト代	合 計	受講料	テキスト代	合 計
機械研削と石取替え等 特別教育	7,020円	1,188円	8,208円	4,320円	1,188円	5,508円

3 定 員 48名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

申 込 先	〒879-5515 由布市挾間町三船415-12 (一社)大分県労働基準協会 特殊技能教育センター 電話 097-583-4686 FAX 097-583-4744
申込方法	電話予約後、所定の受講申込書を当センターへ7日前までにご送付ください。 受講申込書は当センターに常備しています。ホームページ(特殊技能教育センター)からも 取得できます。
受講料 テキスト代	講習開始3日前までに、現金を当センターまでお持ちいただくか、下記の銀行口座に振込み をお願いします。 大分銀行医科大学前支店 普通 5219306 名義 (社)大分県労働基準協会特殊技能教育センター
結果通知	修了証等は、後日、事業主(個人で受講の方は本人)あてに送付します。 事業場単位で、郵送料392円(簡易書留料金含む)を受講料等とともに振込み又は、相当 分の切手をご用意ください。 ※複数人受講の場合は、次のように郵送料が変わります。 (2名~5名まで 402円 ・ 6名~15名まで 450円)
そ の 他	事業者が規定の実技教育を実施した際、その旨を修了証裏面に追記していただいて労働安 全衛生法第59条第3項の特別教育を完了したことになります。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は、原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日・本籍地等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用
いたしません。
- ④ 駐車場は台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせをお願いします。